

○筑紫野市子どもの読書活動推進会議設置規則

(平成 24 年 7 月 27 日教育委員会規則第 10 号)  
改正 平成 25 年 3 月 2 日教育委員会規則第 2 号

(設置)

第 1 条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成 13 年法律第 154 号)第 9 条の規定に基づき策定した、筑紫野市子どもの読書活動推進計画(平成 24 年 2 月 27 日策定。以下「計画」という。)を総合的に推進するため、筑紫野市子どもの読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の進捗状況の把握及び進行管理に関すること。
- (2) 計画に基づく取組の評価及び検証に関すること。
- (3) その他計画を総合的に推進するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 8 人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者をもって組織し、教育委員会が任命する。

- (1) 教育部長
- (2) 戦略企画課長
- (3) 市民協働推進課長
- (4) 子育て支援課長
- (5) 教務課長
- (6) 学校教育課長
- (7) 生涯学習課長
- (8) 文化情報発信課長

3 推進会議に議長及び副議長を置く。

4 議長は教育部長をもって充て、副議長は教務課長をもって充てる。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第 5 条 推進会議は、議長が招集する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(推進担当者部会)

第6条 推進会議の事務に必要な調査及び検討を行うため、推進会議に推進担当者部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会は、推進担当者9人をもって組織する。

3 推進担当者は、文化情報発信課長、指導主事、社会教育主事及び次に掲げる課の職員とし、教育委員会が任命する。

(1) 戦略企画課

(2) 市民協働推進課

(3) 子育て支援課

(4) 教務課

(5) 学校教育課

(6) 生涯学習課

4 部会に部会長及び副部会長を置く。

5 部会の部会長は文化情報発信課長をもって充て、副部会長は推進担当者の中から部会長が指名する。

6 部会は、部会長が招集する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 部会長は、部会における調査及び検討の結果を推進会議に報告しなければならない。

9 部会長は、必要があると認めるときは、推進担当者以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(実費弁償)

第7条 委員及び推進担当者以外のものには、証人等の実費弁償に関する条例(平成3年筑紫野市条例第29号)で定めるところにより実費弁償を支給する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、教育部文化情報発信課において行う。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、議長が推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月2日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。